

## 生駒市コミュニティバス導入地区募集要領（案）

### 1 募集概要

#### (1) 目的

生駒市では、民間の事業者により鉄道をはじめ路線バス、タクシーの公共交通がまちの発展とともに整備され、市民の日常生活を支えるうえで大きな役割を果たしています。また、市においては、市民の日常生活に必要な買い物や通院、公共施設への移動が困難な市民へ「活動機会の保障」という考えのもと、コミュニティバスたけまる号（以下「たけまる号」）を運行しており、現在（令和5年1月時点）、実証運行路線を含め6路線の運行をしています。

しかしながら、人口減少、高齢化の急速な進展や、コロナ禍等社会情勢が大きく変化し、公共交通の利用者が減少するなど公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。

たけまる号は、運賃だけでは賄えない費用を行政が負担して運行していますが、利用者の減少傾向が続き、行政負担が増大しています。既存路線において、特に厳しい状況にある「萩の台線」においては、需要に見合った運行とするため、現行の週5日の平日運行から週3日の平日運行への変更を計画しています。これに伴い、現在、日常生活において必要な移動が困難な地区で、たけまる号の運行（週2日間）を希望する地区を募集するものです。

将来にわたって「たけまる号」を持続的に運行できるように、皆さんの応募をお待ちしています。

#### (2) 募集内容

1週間に2日（月曜日及び木曜日）間、たけまる号の運行を希望する地区を募集します。

#### (3) 運行条件等

- ①運行日：週に2日間（月曜日及び木曜日）
- ②運行時間：1日の運行時間は概ね8時台～17時台
- ③運行車両：トヨタハイエース通勤用 乗客定員 12名
- ④乗車料金：1乗車 大人1人200円 小学生・障がい者1人100円  
回数券（大人）11枚2,000円 ※ICカードは利用できません。
- ⑤運行経費：約2,500,000円（年間）

#### (4) 募集（参加）要件

- ①現に日常生活に必要な買い物や通院等へ移動ができない、又は困難な人が多い地区
- ②たけまる号が運行することで既存の公共交通に大きな影響を与えない地区（既存の駅やバス停から概ね300m以上の距離がある地区）
- ③運行方法の検討や利用促進活動に自分たちで責任感を持って取り組む意思がある地区
- ④運行経費から運賃収入等を差し引いた額（市負担額）が7割を超えない（1日当たりの利用者が約38人以上）と想定される地区

#### (5) 募集期間

令和5年●月●日（●）～令和5年●月●日（●）まで（応募がなければ随時募集）

#### (6) その他

- ・自治会単位での参加を想定していますが、複数自治会に跨る路線を希望される場合は、代表自治会を決めていただき参加してください。また、個人での参加は認められません。
- ・選定されますと、1年間（予定）の実証運行後、運行実績が評価されれば本格運行へ移行します。

## 2 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年●月●日(●)17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メール又は持参にて提出すること。  
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和5年●月●日(●)
- (4) 回答方法：生駒市ホームページに掲載  
※事業計画課のページをご覧ください。

## 3 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ①参加意思表明書(様式2) 原本1部
- (2) 提出期限等
  - ①提出期限：令和5年●月●日(●)17時00分まで(必着)
  - ②提出場所：生駒市建設部事業計画課交通対策係
  - ③提出方法：持参又は郵送によること。  
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 4 審査方法

生駒市コミュニティバス導入地区選定の審査は以下のとおりとします。

- (1) 審査(ヒアリング等)
 

参加意思表明書を提出された地区に対しヒアリング等(プレゼンテーション及び質疑応答)を実施し、下記5で示す審査基準に基づいて評価し、最も優れている地区を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定地区としないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した地区がないと判断する場合は、適格地区なしとすることができるものとします。

実施日：令和5年●月●日(●)予定
- (2) 審査結果の通知
 

審査結果を電話及び電子メールにより通知します。

## 5 審査基準

地区の選定は以下の評価項目に基づき審査します。

- (1) 既存公共交通の影響や高齢化率や勾配等
- (2) 審査(ヒアリング)の内容

評価項目		評価事項
1	地域の将来像について	地域の将来像(あるべき姿)を地域で共有されているか。または、地域で共有する予定があるか。
2	課題把握・分析について	地域の移動の課題(移動に困っている人がどの程度いるか等)の把握・分析がなされているか。または、把握・分析する予定があるか。

3	たけまる号の必要性について	どのような人のどのような移動のために、たけまる号が必要なのか、地域にたけまる号が必要な理由等を検討されているか。
4	組織体制について	今回の運行内容や利用促進について検討するための、中心となる組織や協力体制があるか。
5	運行内容について	実現可能性が高く具体的な運行内容（バス停の位置や時刻等）が検討されているか。
6	収支について	収入想定（利用者数等）が適切に想定されているか。運行経費から運賃収入等を差し引いた額（市負担額）が7割を超えない提案内容であるか。
7	利用促進について	利用促進に向けての取り組みやアイデアが検討されているか。

## 6 日程

公示	令和5年●月●日
質問受付締切	令和5年●月●日
質問回答	令和5年●月●日
参加意思表明書受付締切	令和5年●月●日
審査	令和5年●月●日
結果通知	令和5年●月●日
協定締結	令和5年●月●日
運行開始	令和5年●月●日

## 7 協定書

たけまる号を導入する地区特定後、必要事項について協議を行い、協議が整い次第速やかに協定書の手続きを行うものとします。

## 8 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市建設部事業計画課交通対策係  
 生駒市東新町8-38 TEL:0743-74-1111 内線2520  
 E-mail: [const-plan@city.ikoma.lg.jp](mailto:const-plan@city.ikoma.lg.jp)